

開催しよう!

きて! 見て!

姫路

学会・大会を姫路で開催しよう!



世界遺産・国宝 姫路城

誰もが知っている「姫路」は
学会・大会開催地として注目を集めています!

魅力たっぷりの
メリット

- ① 新幹線のぞみが停車
東京から3時間 
- ② 関空・伊丹 ↔ 姫路 直行
国際空港から
リムジンバス 
- ③  4000室7000人
充実したホテル群
- ④ コンパクトシティ
すべてが
徒歩圏内 

- ⑤ 多数のコンベンション施設
イーグレひめじ
(姫路城に隣接) 
- ⑥ 充実した補助金
最大200万円 
- ⑦ 施設利用料が安い GOOD!!
市民利用価格適用 
- ⑧ 日本一!!
世界遺産 国宝
姫路城を見学 

2021年秋
オープン!!

大型コンベンションセンター建設中



》 コンベンション支援の補助の諸条件、詳細については

ひめのみち コンベンション支援

検索

URL : <https://www.himeji-kanko.jp/convention/>

E-Mail : convention@himeji-kanko.jp

公益社団法人 姫路観光コンベンションビューロー

〒670-0012 兵庫県姫路市本町68番地
TEL 079-222-2310 / FAX 079-222-2410



姫路で開催される、近畿規模以上の大会、学会、企業コンベンション、スポーツ大会、合宿などを対象に、市内宿泊施設での宿泊者数に応じて開催補助金を交付します。

◎コンベンション開催補助金

大会

会議、集会、セミナー、研究会等

県外参加者の市内宿泊者数 × **2,000円**

- 近畿大会以上又はこれに準ずる規模
- 県外参加者宿泊者数25名以上 ● 最高限度額:200万円

学会

学者により構成され、学術研究の向上発展を目的とする団体が主体となって開催する学術研究の発表等のための大会

県外参加者の市内宿泊者数 × **2,000円**

- 近畿大会以上又はこれに準ずる規模
- 県外参加者宿泊者数25名以上 ● 最高限度額:200万円

企業コンベンション

企業が主催するもので、インセンティブ、各種セミナーなどの関連会議、集会、セミナー、研究会等をいい、営利を目的としないもの

県外参加者の市内宿泊者数 × **1,000円**

- 近畿大会以上又はこれに準ずる規模
- 県外参加者宿泊者数25名以上 ● 最高限度額:50万円

スポーツ大会

その大会が行う競技の振興および発展を目的とする競技団体またはその下部組織が主催、共催または後援等を行う大会

県外参加者の市内宿泊者数 × **500円**

- 近畿大会以上又はこれに準ずる規模
- 県外参加者宿泊者数50名以上 ● 最高限度額:100万円

合宿等

学校教育法に定める学校等の学生、スポーツ・文化等の協会に所属する団体、又は企業で組織されるクラブ等が技術向上、交流等を目的に開催するスポーツや文化活動等営利を目的としないもの

県外参加者の市内宿泊者数 × **300円**

- 県外参加者宿泊者数50名以上
- 最高限度額:30万円

◎シャトルバス補助金

シャトルバス台数 × **50,000円**

- コンベンション開催補助金の適用が前提 ● 参加者300名以上
- 市内の2ヵ所以上の会場間の移動(親睦会場・観光地は含まない)
- 最高限度額:25万円(5台) ● 観光バス補助金との重複は不可

◎観光バス補助金

観光バス台数 × **50,000円**

- コンベンション開催補助金の適用が前提
- 市内の2ヵ所以上の観光地等を訪問 ● 1台に最低25名乗車
- 最高限度額:25万円(5台) ● シャトルバス補助金との重複は不可

◎エクスカーションバス補助金

観光バス台数 × **50,000円**

姫路市外で開催される国際学会、全国大会等が姫路市へのエクスカーションを実施した場合

- 1台に最低25名乗車 ● 最高限度額:25万円(5台)

注意事項

- ① 宿泊者数が、申請時の人数を超えても申請時の人数までとなります。
- ② 県外参加者アンケートを提出してください。
※アンケート提出枚数はコンベンションの参加者人数の2割以上
- ③ 補助金申請可決後に内容変更(人数等)・中止する場合は、事業変更・中止申請書を提出してください。
- ④ コンベンション開催補助金及びバス補助金の両補助金の交付を受ける場合、両補助金の合算の最高限度額は、コンベンション開催補助金最高限度額とします。
- ⑤ 次に該当するコンベンションは、補助金の交付対象となります。
 - 理事長が適当と認めるもの
- ⑥ 次のいずれかに該当するコンベンションは、補助金の交付対象となりません。
 - 政治的又は宗教的活動を目的とするもの
 - 公序良俗に反するもの
 - 姫路市から他に補助金の交付を受けているもの
 - 不特定多数の参加者から入場料を徴収するもの
 - その他理事長が不適当と認めるもの
- ⑦ 補助金は、実績報告後、主催者団体等の金融機関の口座に振り込みます。
※個人口座は不可